

意見書案第9号

令和2年 9月18日

白老町議会

議長 松 田 謙 吾 様

提 出 者

白老町議会議員 大 淵 紀 夫

賛 成 者

白老町議会議員 小 西 秀 延

白老町議会議員 及 川 保

白老町議会議員 西 田 祐 子

白老町議会議員 長谷川 かおり

特別定額給付金の給付基準に関する意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

## 特別定額給付金の給付基準に関する意見書（案）

特別定額給付金については、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、見えざる敵との闘いという国難を克服するため、簡素な仕組みで、迅速かつ的確な家計への支援を目的として、先般の国における第一次補正予算で措置された。

制度としては、給付の基準日を令和2年4月27日とし、その日に市区町村に住民登録されている者1人につき10万円が給付されるものである。

総務省によれば、特別定額給付金の申請・受給権者は世帯主とされ、基準日以降に世帯主が申請を行うことなく死亡した場合には、新たに世帯主となった者が申請し給付を受けるが、単身世帯の場合は世帯自体がなくなるために給付がされないこととなっている。

給付事務を担う市区町村では、基準日から申請書発送までに事務的な準備期間が必要であり、給付対象者へ申請書が到達する時期が市区町村によって相当異なる実態が明らかになっている。しかし、そのような実態とは関係なく、申請書が到達するまでに死亡した単身世帯は給付されない取扱いとなっている。

申請書の到達までに死亡したために申請が行われなかった場合、給付対象者の側に責めがあるわけではなく、単身世帯であっても基準日に住民登録があれば、相続人が申請を行うことができるような取扱いをしなければ公平性が保たれない。

よって、国におかれては、基準日以降に単身の世帯主が申請を行うことなく死亡した場合には、相続人が特別定額給付金の申請を行うことができるように取扱いを変更するとともに、相続人からの申請が行われたときには、申請期限以降であっても手続きできるよう制度の見直しを行う必要がある。そのことにより、誰一人取り残すことなく人々が一致団結して、新型コロナウイルス感染症を克服できるように図られたい。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年 9月 日

北海道白老郡白老町議会議長 松 田 謙 吾

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣